

日本学校教育相談学会沖縄県支部会則

(名称及び事務所)

- 第1条 本会は、日本学校教育相談学会沖縄県支部とする。
- 第2条 本会の事務所は、当分の間、理事長宅に置く。
- 第3条 本会は、学校教育相談の実践を通して、研究・研修を行い、会員相互の資質の向上と学校教育相談の普及・充実に努める。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 研修会の開催
 - 2 研究・研修の推進
 - 3 研究紀要の発行
 - 4 会員の福利厚生
 - 5 その他必要とされる事業

(会員)

- 第5条 本会の会員は正会員及び準会員とする。
- 1 支部規程の手続きを経て理事会の承認を得た者とする。
 - 2 準会員は本会の目的に賛同する者で理事会の承諾を得た者とする。
 - 3 連続して3年間、会費未納の会員は、翌年から会員資格を失うものとする。

(役員)

- 第6条 本会の事業を運営するために次の役員を置く。
- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1 顧問 若干名 | 2 理事長 1名 | 3 副理事長 1名 |
| 4 事務局長 1名 | 5 事務局次長 1名 | 6 理事 若干名 |
| 7 庶務会計 1名 | 8 会計監査 1名 | |
- 第7条 理事長は本会を代表する。
- 1 副理事長は理事長を補佐する。
- 第8条 事務局長は本会の会務の執行を助ける。
- 1 事務局次長は事務局長を補佐する。
- 第9条 会計監査は本会の会計を監査する。
- 第10条 顧問、理事長、副理事長、理事、事務局長、事務局次長、庶務会計及び会計監査は役員会で候補者を決め総会の承認を得る。
- 第11条 役員は理事会を構成し、本会の会務を企画、調整し、会務の執行に当たる。
- 第12条 理事は正会員であって、次の条件を満たすものとする。
- 1 学会会則付則2を準用する。
- 第13条 役員任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

(事務局)

- 第14条 本会の事務を遂行するために事務局を置く。
- 1 事務局は事務局長、事務局次長、庶務会計で構成する。
 - 2 庶務会計は会長が会員の中から任命する。
 - 3 事務局手当は事務局長・庶務会計10,000円、事務局次長・理事・会計監査5,000円とする。
- 第15条 本会の経費は会員の会費及び寄付金をもって当てる。
- 第16条 会費は年額3,000円とし、年度内に納入するものとする。
また、入会金2,000円を入会時に納入するものとする。
支部研修会参加費は、会員1,000円、非会員2,000円とする。(オンライン研修も同額とする)
- 第17条 本会の設立は、平成2年3月10日とする。
- 第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

平成12年4月1日施行。平成16年6月5日改正。平成25年3月9日改正。平成30年5月19日改正。
令和4年5月14日改正。